

安城市自治基本条例検証会議④⑤ グループワーク参考資料

④議会

第4章 議会

(議会の責務)

第10条 議会は、市の意思決定機関として、市政を監視するとともに、政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。

2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。

「逐条解説」では

- ①議会が果たすべき責務として、市としての団体意思の決定機能、また、二元代表制における市長を始めとする執行機関による適正な市政運営を確保するための監視機能、さらには地方分権を推進する観点から一層の強化が求められている政策立案機能を発揮していくことを定めています。
- ②「開かれた議会」であるため、議会活動を市民にわかりやすく説明する責任があるとともに、市民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供することを定めています。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

×当然のことなので不要

- ・議会の章は、基本条例に表記してもしなくても当然やること。敢えて記載しているのは理解に苦しむ

×議会の意思決定を制限する内容は見直すべき

- ・議会の意思決定を制限しかねない規定(第2条、第3条、第4～8条、第10条、第11条、第14条、第25条)を改正し、議会と住民との関係を見直し、議会と住民のあるべき姿を考える



○担保として有効

- ・そのままよい
- ・安城市の最高規範として、安城市民の「行政と議会に対する縛り(担保)」として有効に働いている

(議員の責務)

第11条 議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽^{さん}に努めます。

「逐条解説」では

議会がその責務を果たすために、議員も重要な役割を担っており、果たすべき責務があることを定めています。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

×当然のことなので不要

- ・議員さんの働きは当たり前のことだから、この条例に入れなくてもいいんじゃないか
- ・「市議」は選挙で選任された経緯から考えると、あえて条例に載せるのは違わないか？

×議員の存在や責務を勝手に定義しているの見直すべき

- ・議会や議員の存在や責務を勝手に定義していることを改正すべき(第10条、第11条)



○「議員の責務」に「協働」を

- ・「市議さん」の能力を「住民、市民と協働しましょう」の表現の方がよいのでは

○「議員の責務」に「情報公開」を

- ・第11条、議員の研鑽内容やそのための費用について、公にする責務について付加する

「安城市のウェブサイト」では

(ホーム>市議会のページ>意見募集)

△議会基本条例・議員政治倫理条例素案へのご意見を募集します

安城市議会では、市民に開かれた信頼される議会を推進するため、議会基本条例と議員政治倫理条例の素案を作成しました。より良い条例となるよう、広く意見を募集します。この素案に対する皆様のご意見をお寄せください。

【募集期間】 平成26年10月1日(水)～平成26年10月31日(金)

その他、「議会」に関わるもの

第1章 総則

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(4)協働 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。

第2章 自治の基本原則

(市民参加と協働の原則)

第4条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

(情報共有の原則)

第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

第3章 市民

(知る権利)

第6条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。

第6章 市民参加と協働

(連携)

第16条

2 議会及び市長その他の執行機関は、共通するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体と連携するよう努めます。

(住民投票)

第17条

3 議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

第7章 市政運営

(説明責任等)

第24条

2 議会及び市長その他の執行機関は、広く市民が必要とする情報について、わかりやすく迅速な提供に努めます。

3 議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。

(情報公開及び個人情報の保護)

第25条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に公開します。

2 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益の保護に資するため、その保有する個人情報を適正に保護します。

⑤ 市政運営等 (みなさんから戴いた御意見に関連するものだけ抜粋)

(職員の責務)

第13条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。

2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。

「逐条解説」では

- ①職員も市民の一員と位置付けるとともに、率先して市民としての責務を果たすことを定めています。
- ②職員としての職務を遂行するうえでの基本的な姿勢と地域の課題を解決し、まちづくりを進めていくために、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めることを定めています。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

○職員の責務

- ・第13条、職員の自発的な取り組みの内容を公にする責務について追加

(市民参加)

第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。

「逐条解説」では

市民参加の原則に基づき、市民参加の権利を保障するため、あらゆる市民がわかりやすく、利用しやすい市民参加の手法を整備することを定めたものであり、市長は、そのための市民参加に関する条例の制定を約束しています。(参照⇒市民参加条例)

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

○市民参加

- ・年寄り向けでなく、「若者が楽しく過ごせる企画」がほしい
- ・市民参加型なら「子どもにもわかりやすいもの」がほしい
- ・市民参加については、早めに計画等を公表して欲しい
- ・市民参加の市政運営を充実させるための専門性を加味した人材の登用
- ・専門的な…。例えばホールを作るにも、よく「集まって討議、論議する場」を

(市政運営の基本)

第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。

- 2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。
- 3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。
- 4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとします。

「逐条解説」では

- ①総合計画は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経て定める基本構想と、その実現を図るための基本計画や実施計画から構成される長期的基本計画です。本市では、平成17年度から平成26年度までの10年間にわたる「第7次安城市総合計画」を策定しています。
- ②市長は、事業の実施にあたっては、人的資源・物的資源・財源など行政資源を最も効果的・効率的に活用し、最少の経費によって最大の効果を上げる方法を選択し、市民の満足を最大限に追求することを定めています。
- ③市長は、市民の意向を積極的に把握し、それに対応した市政運営を行うことを定めています。
- ④自治体の組織は、市民にとってわかりやすく、すべて一体として行政機能が発揮できる組織であることを定めています。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

○効果的・効率的な市政運営

- ・自分のリズムでなく「スピード」を求める
- ・住民に対して市からのサービスの情報伝達のスピードが遅い
- ・市役所側に「専門分野プロフェッショナル」を入れる

○情報公開・説明責任

- ・「市営(市政運営)を3年ぐらい先までのプラン提示」を願いたい
- ・計画的な市政運営＝具体的な運営方法等について公表して欲しい
- ・「周年事業の計画を市民に早く知らせ」参加しやすくする
- ・下水配管をつなぐ費用の補助金が出ないのは知らなかった
- ・ホームページで伝えようとしているが、どんな情報がどこにあるかよくわからない

★この項目は、第24条「説明責任等」、第25条「情報公開及び個人情報の保護」とも密接な関わりがあります。(参照⇒「自治基本条例逐条解説」p14～15)

△その他

- ・行政区分の見直し
- ・市の美観について
- ・歩車分離の推進

⑥最高規範

第一章 総則

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。

「逐条解説」では

この条例は、「安城市の憲法」として「最高規範」になるものと位置付けています。他の条例、規則等の制定、改正、廃止、解釈や運用に当たっては、この条例に定める事項を尊重し、整合を図ることを定めています。

市の公式な答弁では

「最高規範」とは「行動や判断の基準となる『模範』という訓示的、宣言的な意味であり、法的に上下関係を規律するものではない」と提示しています。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

×法に上下はない

- ・第二条「最高規範」の削除
- ・「第二条の主語」誰が条例の行為主体者であるかの主語確定
- ・(最高規範)条例間に縛りが必要？自由と平等がなくなるのでは？
- ・「最高規範」と言うが、「自治基本条例」が最高でいいのか。

×関連条例の制定

- ・自治基本条例から派生し、次々と何でもアリの条例ができていく



○整合性を図るべき

- ・条例施行後に発行した出来事と条例との整合性を図ることが必要(例えば市民参加条例や市民協働推進条例の制定、多文化共生プランの発行等)

△その他

- ・「市民憲章」との関連、関係について
- ・基本条例の意味するところ(特徴の中味について、例:最高規範)

⑦ 条例の見直し

第8章 条例の見直し

第26条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。

2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。

「逐条解説」では

自治基本条例は、本市における最高規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありませんが、今後、社会経済情勢がますます変化していくことが予想されるため、一定期間が経過した後も各条文がその時代の社会経済情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを見守り、形骸化を防止する必要があります。

- ①市長が、5年を超えない期間ごとに、市民参加のもとに検証を行うことを定めています。
- ②前項の規定に基づき、この条例の見直しが必要な場合には、改正することを定めています。

「必要な措置」の具体的な手法は、市長の判断に委ねられることとなりますが、この条例の趣旨やこれまでの策定経過を踏まえ、市民参加が十分に図られるよう配慮する必要があります。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

○改正の場合の手続きを明記すべき

- ・「条例改正」の手続きは？
- ・市の最高規範であることを考えると、改正するにはどのような手続きが必要なのかをきちんと明記した方が良いのでは？

○検証の仕方

- ・検証会議のメンバー選定＝年代・職業など幅広い分野から選ぶようにしたい
- ・アンケートにも端的に表れているように、一般市民の、10パーセントにも満たない中での評価であり、まず評価できるレベルまでメンバー内のモラルアップをせねば検証までは困難と思われる

⑧ 条例の意義・効果

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

× 条例は必要なのか？

- ・自治基本条例は本当に市民に「必要」なのか？
- ・1700の自治体のうちで、308しかつくっていない。つくっていない所は市政ができていないのか？つくっていないから破綻したという事例があるか？具体的に何をするため、何を決めるための条例かわからない
- ・市民の意見を聞くのはいいが、条例は要らないんじゃないか
- ・手応えを感じた生活をしていない

× 理念の押し付け

- ・「理念」を条例にする、法にするのは思想の押し付けであり、全体主義思考であり危険。「市民」の考えは1つではない

× 憲法や法律を無視

- ・憲法や法律を無視した条例はつくべきではない。恐ろしい



○ 担保として有効

- ・目に見えた成果が仮にないとしても、条例が存在することは、何かあった時のよりどころになるので、存在そのものに意義がある
- ・安城市の最高規範として安城市民の「行政と議会に対する縛り(担保)」として有効に働いている。市長が変わっても、議会で条例を改正しない限りは担保される

○ まちづくりの推進

- ・「まちづくりを推進していくために」という思いが自治基本条例にすぐくある。みんなが助け合っていけるまち
- ・より住民が幸せになるために

△ その他

- ・施行後の状況についての説明等を聞かないとわからない
- ・施行後、今までに良くなった(前進した)と具体的な内容について
- ・全国、県内、近隣市町村の条例制定状況と制定しない(する予定のない)市町村の考え方について
- ・住みやすいまちづくりをするために何をすべきか？
- ・市民にとって本当に意義のある条例にしたい
- ・何が公共性なのか？

⑨ 条例のわかりやすさと認知度の向上

附 則

2 市長は、当分の間、この条例の目的及び内容について市民への周知を図るため、市民参加のもとに広報活動その他の活動を行うものとする。

「逐条解説」では

この条例の目的及び内容について市民への周知を行う活動においても、この条例の趣旨やこれまでの策定経過を踏まえ、市民参加のもとに行うことを定めています。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

○認知度UPの対策をしたい

- ・モニターアンケートで「知らない」という人が約70%。周知が課題
- ・最高規範と言っているのに、市民が知らないのはおかしい
- ・市民の認識度が低いのは周知不足によるものなのか
- ・この条例の市民への「認知度、理解はどの程度必要(最低限)」なのか
- ・アンケートから見るに日常例の関心度は薄い。市民参加には程遠い？広めるための方策を検討したい

○興味を持ってもらえるような、わかりやすいPR

- ・機会あるごとにPR。知ってもらうチャンスを作る
- ・「学校で学習する機会」を作ったらよいのでは？きちんと理解できなくても、聞いたことがあるくらいでもよいのではないか
- ・子どもたち(若い世代)にも知ってもらえるような「条例パンフ」があればいい
- ・条例の疑問を「Q&Aの形でわかりやすく説明」。「イラスト」も入れて
- ・「身近にメリット、デメリットのある例を紹介」して条例の理解度を向上する。条例を知っていると「得するかな?」「得するよ!」
- ・「条例に基づく活動例」を示す。「興味を持ってもらう工夫」をする。条例を知ってこんなことをしたよ! 具体例を知って自分の夢を実現しよう

○わかりやすい条例にする

- ・「中学生が理解できる」条例くらいにするには?
- ・若い人がワクワクする内容・文面にしたい(難解、年寄り向けの文面では?)
- ・「あれもこれも」といった幅広い条例になっている。もっと縮めて、分かり易く
- ・前文の「…未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています」。上記は継続したい。それ以降は逐条解説を読んでも理解できない
- ・これぞ「安城市」といえる自治条例にしたい(他市の条例と差別化を図る)